

兵庫県公報

平成30年7月17日 火曜日 第302号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止（文書課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	6
○ 救急病院の認定（同）	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	10
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	10
○ 肥料の登録（農産園芸課）	12
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	13
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	14
○ 肥料の登録の失効（同）	15
○ 肥料の検査結果の概要（同）	15
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	16
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	17
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	18

告 示

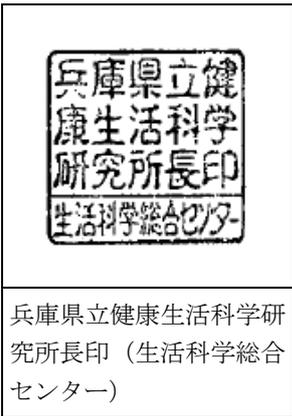
兵庫県告示第662号

次に掲げる公印を平成30年3月31日限り廃止した。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影



~~~~~

**兵庫県告示第663号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

| 名 称                  | 所在地                                | 指定年月日       |
|----------------------|------------------------------------|-------------|
| ひらのクリニック             | 洲本市塩屋 1—2—15—2                     | 平成30年 5月 1日 |
| 芦屋川薬局                | 芦屋市松ノ内町22—14                       | 同 年 4月 1日   |
| 幸彩クリニック              | 伊丹市千僧 3—143 エイダイビル301号             | 同           |
| いしかわ整形外科             | 同 市山田 2—3—23                       | 同           |
| つつじ皮フ科               | 同 市鴻池 4—1—10 O A S I S T o w n伊丹鴻池 | 同           |
| はまだ歯科                | 同 市西台 2—7—18 エスポワールコナカビル1階         | 同           |
| ばら公園薬局               | 同 市荒牧 6—28—9                       | 同           |
| かるがも薬局新伊丹店           | 同 市梅ノ木 2—1—15 新伊丹ビル1階              | 同           |
| かるがも薬局伊丹荒牧店          | 同 市荒牧 6—7—21 フローラルハイツ大道1階          | 同           |
| 医療法人晴風園阪神リハビリテーション病院 | 同 市大野 1—59—3                       | 平成30年 5月 1日 |
| ごとう内科クリニック           | 同 市南野北 1—3—44 南野ローズヴィラ             | 同           |
| おの小児科                | 同 市野間 3—1—21                       | 同           |
| 調剤薬局ツルハドラッグ伊丹中央店     | 同 市中央 4—5—15                       | 同           |
| 訪問看護リハビリステーションシェアリは  | 同 市伊丹 3—1—57—101                   | 同           |
| あいりす薬局ひまわり店          | 豊岡市出石町町分134—2                      | 同           |
| アイデンタルクリニック          | 加古川市野口町水足字小橋243—2                  | 平成30年 1月 1日 |

|                   |                                       |             |
|-------------------|---------------------------------------|-------------|
| おかむらファミリー歯科クリニック  | 同 市加古川町篠原町111 医療ビルおいしゃさん202           | 同 年 4月 1日   |
| ぼうしや薬局尾上店         | 同 市尾上町池田745—16                        | 同           |
| それいゆ訪問看護ステーション石守  | 同 市神野町石守301—4                         | 同           |
| フェニックス加古川記念病院     | 同 市米田町平津384—1                         | 平成30年 4月12日 |
| みやけ内科クリニック        | 同 市加古川町寺家町303 ニッケパークタウンクリニックモール加古川 2階 | 同 年 5月 1日   |
| あけぼの薬局加古川店        | 同 市尾上町旭 3—55                          | 同           |
| イオン薬局加古川店         | 同 市平岡町新在家615—1 イオン加古川店 1階             | 平成30年 6月 1日 |
| 山崎医院              | 宝塚市清荒神 2—20—27                        | 同 年 4月 1日   |
| のぞみ薬局宝塚店          | 同 市川面 5—1—3 ホワイトストーンギャラリー 1階          | 同           |
| あんずこどもクリニック       | 同 市南口 1—8—26 宝塚メディカルスクウェア 3階          | 平成30年 5月 1日 |
| むらせ乳腺外科クリニック      | 同 市南口 1—8—26 宝塚メディカルスクウェア 4階          | 同 月 7日      |
| はせがわ内科・糖尿病内科クリニック | 川西市小花 1—6—21 第2肥爪ビル 1階                | 平成30年 6月 1日 |
| 田場医院              | 三田市すずかけ台 1—12                         | 同 年 4月 1日   |
| ウエルシア薬局三田フラワータウン店 | 同 市弥生が丘 1—8                           | 同           |
| 高雄耳鼻咽喉科クリニック      | 同 市けやき台 1—10—1                        | 平成30年 5月 1日 |
| きし医院              | 加西市北条町横尾1091                          | 同 年 4月 1日   |
| 安田内科・循環器内科クリニック   | 同 市北条町古坂671                           | 同 年 5月 1日   |
| 美里薬局              | 南あわじ市広田広田字畑田134—1                     | 同           |
| ウエルシア薬局淡路東浦店      | 淡路市久留麻2015—1                          | 平成30年 4月12日 |
| 神医院               | 加東市森878—1                             | 同 年 2月 1日   |
| こざる皮膚科クリニック       | 同 市社117—1                             | 同 年 6月 1日   |
| ソノ歯科クリニック         | 川辺郡猪名川町白金 3—16—4                      | 同 年 4月 1日   |



**兵庫県告示第664号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称                      | 所在地                    | 変更内容 |
|--------------------------|------------------------|------|
| 訪問看護ステーション I Y A S A K A | 伊丹市野間北 1—3—4 岸本文化203号室 | 所在地  |

2 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称              | 所在地                      |
|------------------|--------------------------|
| ひらのクリニック         | 洲本市塩屋1-2-15-2            |
| 芦屋たいらクリニック       | 芦屋市業平町7-15               |
| 芦屋川グローバル薬局       | 同 市松ノ内町22-14             |
| 幸彩クリニック          | 伊丹市千僧3-143 エイダイビル301号    |
| おの小児科            | 同 市野間3-1-21              |
| いしかわ整形外科         | 同 市山田2-3-23              |
| ごとう内科クリニック       | 同 市南野北1-3-44 南野ローズヴィラ    |
| ばら公園薬局           | 同 市荒牧6-28-9              |
| かるがも薬局伊丹荒牧店      | 同 市荒牧6-7-21 フローラルハイツ大道1階 |
| かるがも薬局新伊丹店       | 同 市梅ノ木2-1-15 新伊丹ビル1階     |
| 有限会社ひまわり調剤センター薬局 | 豊岡市出石町町分134-2            |
| アイデンタルクリニック      | 加古川市野口町水足字小橋243-2        |
| あけぼの薬局加古川店       | 同 市尾上町旭3-55              |
| 山崎医院             | 宝塚市清荒神2-20-27            |
| 株式会社仁川薬局         | 同 市仁川北3-7-6              |
| 高雄耳鼻咽喉科クリニック     | 三田市けやき台1-10-1            |
| 田場小児科医院          | 同 市すずかけ台2-3-1 えるむプラザ212  |
| 田尻内科循環器科         | 加西市北条町古坂671              |
| 天羽歯科医院           | 南あわじ市市青木110-5            |
| 神医院              | 加東市森878-1                |
| ソノ歯科クリニック        | 川辺郡猪名川町白金3-16-4          |

3 休止の届出があった指定医療機関

| 名 称  | 所在地        |
|------|------------|
| 難波医院 | 宝塚市宝梅1-4-3 |



兵庫県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|-----|-----|
|     |     |

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| うえだ耳鼻咽喉科 | 伊丹市鴻池 4—1—10 オアシスタウン伊丹鴻池 2階   |
| 森医院      | 宝塚市中筋 8—13—5 宝塚すみれメディカルビル 2 A |
| 北川薬局     | 揖保郡太子町鶴 494—4                 |



**兵庫県告示第666号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称           | 所在地                     | 開設者              | 開設者所在地            | 指定年月日     |
|---------------|-------------------------|------------------|-------------------|-----------|
| ハート調剤薬局       | 加古川市平岡町中野池ノ内762—1       | 株式会社ファーマシア       | 神戸市北区藤原台南町4—13—10 | 平成30年4月1日 |
| 居宅介護支援事業所ほがらか | たつの市揖保川町神戸北山126—1       | 医療法人社団ほがらか会      | 揖保郡太子町矢田部335—1    | 同 年6月1日   |
| やさしい手宝塚       | 宝塚市寿町 1—4 プレステージ宝塚売布202 | 株式会社やさしい手西宮      | 西宮市今津二葉町 1—23     | 同 年5月1日   |
| 鵜             | 三田市すずかけ台 1—12           | 医療法人社団青山会        | 三田市すずかけ台 1—12     | 同 年4月1日   |
| 立雲の郷居宅介護支援事業所 | 朝来市和田山町竹田2063—3         | 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 | 神戸市西区曙町1070       | 平成29年9月1日 |



**兵庫県告示第667号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称                          | 所在地            | 開設者              | 開設者所在地         | 変更内容      |
|------------------------------|----------------|------------------|----------------|-----------|
| 医療法人社団温新会居宅介護支援事業所<br>コンスウェル | 伊丹市中野西 2—207   | 医療法人社団温新会クリニック内藤 | 伊丹市中野西 2—207   | 事業所名称・所在地 |
| 龍野デイサービスセンター赤とんぼ             | たつの市龍野町日山38—36 | K&K株式会社          | たつの市龍野町日山38—36 | 事業所名称     |

|                                           |                        |                                       |                      |           |
|-------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|----------------------|-----------|
| 居宅介護支援事業所<br>まんかいプラン                      | 三田市すずかけ台 1—12          | 医療法人社団青山会                             | 三田市すずかけ台 1—12        | 事業所名称・所在地 |
| 墾                                         | 同 上                    | 同 上                                   | 同 上                  | 同 上       |
| 特定非営利活動法人<br>淡路島ファミリーサ<br>ポートセンターまあ<br>るく | 淡路市志筑新島10—3<br>アルクリオ3階 | 特定非営利活動法人淡<br>路島ファミリーサポー<br>トセンターまあるく | 淡路市生穂2962—18         | 所在地       |
| 介護老人保健施設せ<br>いふう猪名川                       | 川辺郡猪名川町北田原<br>字屏風岳 3   | 医療法人晴風園                               | 川辺郡猪名川町北田原<br>字屏風岳 3 | 事業所名称     |
| 居宅介護支援事業所<br>せいふう猪名川                      | 同 上                    | 同 上                                   | 同 上                  | 同 上       |
| 訪問看護ステーショ<br>ンせいふう猪名川                     | 同 上                    | 同 上                                   | 同 上                  | 同 上       |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称        | 所在地           | 開設者        | 開設者所在地             |
|------------|---------------|------------|--------------------|
| あけぼの薬局加古川店 | 加古川市尾上町旭 3—55 | 株式会社あけぼの関西 | 大阪市北区梅田 1—1—3—1100 |



兵庫県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

| 名 称     | 住 所            | 施術所                       | 所在地                        | 指定年月日       |
|---------|----------------|---------------------------|----------------------------|-------------|
| 小 北 悠 司 | 大阪府豊能郡能勢町宿野531 | 川西だるま整骨院                  | 川西市中央町 3—3 川西中央ビル1階        | 平成30年 5月 8日 |
| 森 本 文 彦 | 川西市緑台 2—1—52   | 湧流和 - y u r u w a - 鍼灸整骨院 | 同 市小花 2—7—3—101 シャンテ川西 3号棟 | 同 月11日      |



兵庫県告示第669号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 医療法人社団五仁会 住吉川病院  
所 在 地 神戸市東灘区甲南町 5 丁目 6 番 7 号  
撤 回 年 月 日 平成30年 6 月15日

**兵庫県告示第670号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1及び2の医療機関並びに申出（有効期限の更新）のあった3から19までの医療機関を救急病院と認定した。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 谷向病院  
所 在 地 西宮市今津水波町6番30号  
認 定 年 月 日 平成30年7月4日  
認定の有効期限 平成33年7月3日
- 2 名 称 三好病院  
所 在 地 西宮市甲子園口北町24番9号  
認 定 年 月 日 平成30年7月4日  
認定の有効期限 平成33年7月3日
- 3 名 称 一般財団法人甲南会 甲南病院  
所 在 地 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号  
認 定 年 月 日 平成30年3月3日  
認定の有効期限 平成33年3月2日
- 4 名 称 国家公務員共済組合連合会 六甲病院  
所 在 地 神戸市灘区土山町5番1号  
認 定 年 月 日 平成30年5月9日  
認定の有効期限 平成33年5月8日
- 5 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院  
所 在 地 神戸市北区惣山町2丁目1番地の1  
認 定 年 月 日 平成30年7月1日  
認定の有効期限 平成33年6月30日
- 6 名 称 松田病院  
所 在 地 神戸市北区松が枝町3丁目1番地の74  
認 定 年 月 日 平成29年12月13日  
認定の有効期限 平成32年12月12日
- 7 名 称 医療法人社団綱島会 厚生病院  
所 在 地 姫路市御立西4丁目1番25号  
認 定 年 月 日 平成30年7月1日  
認定の有効期限 平成33年6月30日
- 8 名 称 兵庫県立尼崎総合医療センター  
所 在 地 尼崎市東難波町2丁目17番77号  
認 定 年 月 日 平成30年7月1日  
認定の有効期限 平成33年6月30日
- 9 名 称 野木病院  
所 在 地 明石市魚住町長坂寺字ツエ池1003番地の1  
認 定 年 月 日 平成30年3月31日  
認定の有効期限 平成33年3月30日
- 10 名 称 特定医療法人誠仁会 大久保病院  
所 在 地 明石市大久保町大窪2095番地の1  
認 定 年 月 日 平成30年5月20日  
認定の有効期限 平成33年5月19日
- 11 名 称 医療法人社団仁恵会 石井病院  
所 在 地 明石市天文町1丁目5番11号  
認 定 年 月 日 平成30年6月1日  
認定の有効期限 平成33年5月31日

- 12 名 称 あさひ病院  
 所 在 地 明石市林崎町2丁目1番31号  
 認 定 年 月 日 平成30年6月15日  
 認定の有効期限 平成33年6月14日
- 13 名 称 市立伊丹病院  
 所 在 地 伊丹市昆陽池1丁目100番地  
 認 定 年 月 日 平成30年5月20日  
 認定の有効期限 平成33年5月19日
- 14 名 称 祐生病院  
 所 在 地 伊丹市山田5丁目3番13号  
 認 定 年 月 日 平成30年6月16日  
 認定の有効期限 平成33年6月15日
- 15 名 称 服部病院  
 所 在 地 三木市大塚218番地の3  
 認 定 年 月 日 平成30年5月20日  
 認定の有効期限 平成33年5月19日
- 16 名 称 三木山陽病院  
 所 在 地 三木市志染町吉田1213番地の1  
 認 定 年 月 日 平成30年7月1日  
 認定の有効期限 平成33年6月30日
- 17 名 称 医療法人聖医会 佐用中央病院  
 所 在 地 佐用郡佐用町佐用3529番地の3  
 認 定 年 月 日 平成30年6月24日  
 認定の有効期限 平成33年6月23日
- 18 名 称 とくなが病院  
 所 在 地 たつの市神岡町東鯨崎473番地の5  
 認 定 年 月 日 平成30年6月24日  
 認定の有効期限 平成33年6月23日
- 19 名 称 中林病院  
 所 在 地 南あわじ市神代国衛1680番地の1  
 認 定 年 月 日 平成30年2月25日  
 認定の有効期限 平成33年2月24日



**兵庫県告示第671号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名        | 地区名     | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|------------|---------|---------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 縦ノ木奥池地区 | 平成30年7月17日から<br>同 年8月6日まで | 姫路市役所 |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 同 上 | 三谷池地区 | 同 上 | 福崎町役場 |
|-----|-------|-----|-------|



**兵庫県告示第672号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月4日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名        | 地区名      | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所 |
|------------|----------|--------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 毘沙門三山池地区 | 平成30年7月17日から<br>同年8月6日まで | 三木市役所 |
| 同 上        | 桃谷池地区    | 同 上                      | 淡路市役所 |



**兵庫県告示第673号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年7月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月17日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                  |    |                  |               |    |
|--------------|----------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>曾根魚橋線  | 高砂市伊保町中筋字藏ノ前374番3から<br>同 市中筋4丁目403番1まで | 旧  | 10.0から<br>14.0まで | 202.0         |    |
|              |                                        | 新  | 11.0から<br>16.0まで | 202.0         |    |



**兵庫県告示第674号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年7月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月17日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                  |    |                 |               |    |
|--------------|--------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>西田原姫路線 | 姫路市豊富町御蔭字惣田2270番2から<br>同 市豊富町御蔭字惣田2240番1まで | 旧  | 7.0から<br>10.0まで | 37.0          |    |
|              |                                            | 新  | 7.0から<br>13.0まで | 37.0          |    |



**兵庫県告示第675号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年 7月17日

北播磨県民局長 濱 西 喜 生

- 重要調整池の所在地  
加東市上滝野字天神裏1553番外
- 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称         | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|-------------|---------------------|--------|
| 大和エネルギー株式会社 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 | 濱 隆    |

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地             | 面 積<br>(㎡) | 地 目 | 予定価格<br>(千円) | 入札保証金<br>(千円) |
|----------|-------------------|------------|-----|--------------|---------------|
| カ        | 加東市家原字大將軍164番     | 876.99     | 宅地  | 7,343        | 735           |
| キ        | 赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番 | 493.32     | 宅地  | 4,686        | 469           |
| ク        | 朝来市八代字中山11番1      | 570.35     | 雑種地 | 6,100        | 610           |

- 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - 成年被後見人
  - 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
  - (11) 日本語を完全に理解できない者
  - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
  - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
  - (2) 申込手続  
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
  - (3) 受付期間  
平成30年7月17日（火）から同年8月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成30年7月17日（火）にあつては午後1時からとする。  
郵送等の場合は、平成30年8月2日（木）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間  
平成30年8月16日（木）午後1時から同月23日（木）午後1時まで
  - (2) 入札場所  
公有財産売却システム上
  - (3) 開札日時  
平成30年8月23日（木）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法  
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



**肥料の登録**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類及び名称               | 保証成分量                                                                              | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所                    | 登録年月日          |
|---------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1723号 | 化成肥料<br>有機入り粒状複合肥料653号C | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 5.0%<br>内く溶性りん酸 3.0%<br>加里全量 3.0%<br>内く溶性加里 2.6%<br>内水溶性加里 1.6% | 公定規格<br>のとおり | 三興株式会社<br>大阪府吹田市西御旅町7番16号          | 平成30年<br>1月18日 |
| 兵庫県肥料登録第1724号 | 混合有機質肥料<br>粒状有機肥料111F   | 窒素全量 11.0%<br>りん酸全量 1.0%                                                           | 同 上          | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号 | 同 年<br>2月6日    |
| 兵庫県肥料登録第1725号 | 混合有機質肥料<br>プロバイオティクス    | 窒素全量 5.7%<br>りん酸全量 2.5%<br>加里全量 1.2%                                               | 同 上          | 大和肥料株式会社<br>尼崎市浜1丁目2番30号           | 同 年<br>4月19日   |
| 兵庫県肥料登録第1726号 | 混合有機質肥料<br>オールユウキ922    | 窒素全量 9.0%<br>りん酸全量 2.0%<br>加里全量 2.0%                                               | 同 上          | トミクラ産業株式会社<br>姫路市花田町高木209番地の1      | 同 年<br>6月6日    |
| 兵庫県肥料登録第1727号 | 混合有機質肥料<br>オールユウキ741    | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 4.0%<br>加里全量 1.0%                                               | 同 上          | 同 上                                | 同 上            |

|               |                      |                                      |     |                                |              |
|---------------|----------------------|--------------------------------------|-----|--------------------------------|--------------|
| 兵庫県肥料登録第1728号 | 魚廃物加工肥料<br>魚到味742    | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 4.0%<br>加里全量 2.0% | 同 上 | 株式会社農産アグリーン<br>大阪市西区西本町一丁目6番2号 | 同 年<br>6月19日 |
| 兵庫県肥料登録第1729号 | 混合有機質肥料<br>オールユウキ831 | 窒素全量 8.0%<br>りん酸全量 3.0%<br>加里全量 1.0% | 同 上 | トミクラ産業株式会社<br>姫路市花田町高木209番地の1  | 同 年<br>6月21日 |
| 兵庫県肥料登録第1730号 | 魚廃物加工肥料<br>ジャンプ有機7号  | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 4.0%<br>加里全量 2.0% | 同 上 | 株式会社生科研<br>熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4 | 同 年<br>6月22日 |



### 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類及び名称                   | 保証成分量                                | その他の規格       | 生産業者の氏名又は名称及び住所                    | 登録の有効期限        |
|---------------|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|------------------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1322号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料87        | 窒素全量 8.0%<br>りん酸全量 7.0%              | 公定規格<br>のとおり | 片倉コープアグリ株式会社<br>東京都千代田区九段北一丁目8番10号 | 平成33年<br>2月8日  |
| 兵庫県肥料登録第1323号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料60        | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 10.0%             | 同 上          | 同 上                                | 同 上            |
| 兵庫県肥料登録第1327号 | 混合有機質肥料<br>混合有機質肥料7<br>- 6  | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 6.0%              | 同 上          | 同 上                                | 同 年<br>3月10日   |
| 兵庫県肥料登録第1392号 | 魚廃物加工肥料<br>魚肥・高砂            | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 2.0%<br>加里全量 1.0% | 同 上          | 高砂飼料工業株式会社<br>高砂市荒井町御旅2丁目1番17号     | 同 年<br>5月26日   |
| 兵庫県肥料登録第1428号 | 蒸製毛粉<br>フェザー13              | 窒素全量 13.0%                           | 同 上          | エネック株式会社<br>姫路市四郷町中鈴29番地           | 平成36年<br>3月24日 |
| 兵庫県肥料登録第1429号 | 肉骨粉<br>9-7肉骨粉               | 窒素全量 9.0%<br>りん酸全量 7.0%              | 同 上          | 同 上                                | 同 上            |
| 兵庫県肥料登録第1440号 | 混合有機質肥料<br>ファームパワー・<br>Fish | 窒素全量 7.0%<br>りん酸全量 4.0%<br>加里全量 2.0% | 同 上          | 高砂飼料工業株式会社<br>高砂市荒井町御旅2丁目1番17号     | 平成33年<br>8月15日 |
| 兵庫県肥料登録第1573号 | 混合有機質肥料<br>安心魚肥             | 窒素全量 4.3%<br>りん酸全量 4.7%              | 同 上          | 大和肥料株式会社<br>尼崎市浜1丁目2番30号           | 平成36年<br>5月31日 |

|               |                                 |                                      |              |                                     |                   |
|---------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------|-------------------------------------|-------------------|
| 兵庫県肥料登録第1575号 | 蒸製骨粉<br>豚鶏蒸製骨粉 R                | 窒素全量 3.0%<br>りん酸 24.0%               | 同 上          | 株式会社平成化成<br>加東市永福1777番地の56          | 同 年<br>6 月 7 日    |
| 兵庫県肥料登録第1576号 | 魚廃物加工肥料<br>シーデリカ 2              | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 7.0%              | 同 上          | ハリマ産業エコテック株式会社<br>姫路市網干区浜田1223番地の10 | 平成33年<br>6 月 14 日 |
| 兵庫県肥料登録第1643号 | 乾燥菌体肥料<br>乾燥菌体 楽農舎 1            | 窒素全量 6.0%<br>りん酸全量 2.0%<br>加里全量 1.0% | 同 上          | 同 上                                 | 同 年<br>3 月 12 日   |
| 兵庫県肥料登録第1568号 | なたね油かす及びその粉末<br>5. 3 なたね油かす粉末1号 | 窒素全量 5.3%<br>りん酸全量 2.0%<br>加里全量 1.0% | 該当なし         | 株式会社J-オイルミルズ<br>東京都中央区明石町8番1号       | 平成36年<br>2 月 5 日  |
| 兵庫県肥料登録第1570号 | 魚廃物加工肥料<br>シーデリカ                | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 1.0%              | 公定規格<br>のとおり | ハリマ産業エコテック株式会社<br>姫路市網干区浜田1223番地の10 | 平成33年<br>5 月 10 日 |
| 兵庫県肥料登録第1571号 | 混合有機質肥料<br>粒状混合有機質肥料(とことん有機)    | 窒素全量 5.0%<br>りん酸全量 3.0%<br>加里全量 1.0% | 同 上          | 太陽産業株式会社<br>高砂市曾根町字新開2952番地         | 平成36年<br>5 月 16 日 |
| 兵庫県肥料登録第1572号 | 乾燥菌体肥料<br>楽農舎 2                 | 窒素全量 8.0%<br>りん酸全量 3.0%<br>加里全量 1.0% | 同 上          | ハリマ産業エコテック株式会社<br>姫路市網干区浜田1223番地の10 | 平成33年<br>5 月 16 日 |
| 兵庫県肥料登録第1666号 | 混合有機質肥料<br>動物たんぱく質肥料(10-4)      | 窒素全量 10.0%<br>りん酸全量 4.0%             | 同 上          | トミクラ産業株式会社<br>姫路市花田町高木209番地の1       | 平成36年<br>2 月 4 日  |



**肥料の登録事項の変更の届出**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号 | 肥料の種類及び名称 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 変更事項 | 変更前 | 変 更<br>年 月 日 |
|------|-----------|-----------------|------|-----|--------------|
|      |           |                 |      | 変更後 |              |
|      |           |                 |      |     |              |

|               |                |                          |                |                                 |                 |
|---------------|----------------|--------------------------|----------------|---------------------------------|-----------------|
| 兵庫県肥料登録第1428号 | 蒸製毛粉<br>フェザー13 | エネック株式会社<br>姫路市四郷町中鈴29番地 | 名称の変更<br>住所の変更 | 兵庫県レンドリング株式会社<br>朝来市和田山町桑原962番地 | 平成29年<br>12月21日 |
| 兵庫県肥料登録第1429号 | 肉骨粉<br>9-7肉骨粉  |                          |                | エネック株式会社<br>姫路市四郷町中鈴29番地        |                 |
| 兵庫県肥料登録第1586号 | 蒸製毛粉<br>フェザー12 |                          |                |                                 |                 |



**肥料の登録の失効**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類        | 肥料の名称         | 生産業者の氏名又は名称及び住所                    |
|---------------|--------------|---------------|------------------------------------|
| 兵庫県肥料登録第1398号 | 副産石灰肥料       | 粒状転炉さい特1号     | 日清鋼業株式会社<br>神戸市中央区脇浜町2丁目11番14号     |
| 兵庫県肥料登録第1445号 | なたね油かす及びその粉末 | 5.3ペレットなたね油かす | J A西日本くみあい飼料株式会社<br>神戸市東灘区住吉浜町18番地 |
| 兵庫県肥料登録第1620号 | 副産石灰肥料       | 粒状転炉さい特2号     | 日清鋼業株式会社<br>神戸市中央区脇浜町2丁目11番14号     |
| 兵庫県肥料登録第1646号 | 乾燥菌体肥料       | 乾燥菌体肥料4号      | 三興株式会社<br>大阪府吹田市西御旅町7番16号          |
| 兵庫県肥料登録第1670号 | 副産石灰肥料       | 粒状副産石灰2号      | 日清鋼業株式会社<br>神戸市中央区脇浜町2丁目11番14号     |



**肥料の検査結果の概要**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により収去させた肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年 7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

平成30年 3月分

1 普通肥料

| 肥料の種類等 | 保証票添付者 | 肥料の名称 | 検査の概要 |      |        |        | 備考 |
|--------|--------|-------|-------|------|--------|--------|----|
|        |        |       | 分析検査  |      | 保証票の検査 | その他の検査 |    |
|        |        |       | 項目    | 指摘事項 |        |        |    |
|        |        |       |       |      |        |        |    |

|         |          |            |              |  |  |  |             |  |
|---------|----------|------------|--------------|--|--|--|-------------|--|
| 魚廃物加工肥料 | 有限会社瀬賀商店 | 5.0魚廃物加工肥料 | 主成分—TN、TP    |  |  |  | カドミウム       |  |
| 混合有機質肥料 | 三興株式会社   | 混合有機質肥料6号  | 主成分—TN、TP、TK |  |  |  | ひ素<br>カドミウム |  |

2 特殊肥料

| 肥料の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届出名(及び商品名) | 検査の結果     |           |           |     |           |        | 備考     |
|--------|------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|--------|--------|
|        |                        |            | TN<br>(%) | TP<br>(%) | TK<br>(%) | C/N | 水分<br>(%) | その他の検査 |        |
| 堆肥     | 株式会社デイリーエッグ            | 醗酵鶏糞       | 2.9       | 3.5       | 2.5       | 7   | 30.1      | 亜鉛     |        |
| 堆肥     | 株式会社あさご有機              | ニューあさご有機   | 2.3       | 2.7       | 3.3       | 12  | 28.8      |        |        |
| 堆肥     | 有限会社イヨリグリーンコーポレーション    | グリーン土の素    | 1.2       | 0.6       | 1.0       | 16  | 53.6      |        | 表示の不適正 |
| 堆肥     | ヤマギシズム社会北条実顕地農事組合法人    | ヤマギシの堆肥    | 0.6       | 0.4       | 0.6       | 21  | 73.2      |        |        |

備考1 分析検査の欄及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—窒素炭素比、水分—水分含有量



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                         | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 香住(2)(急) I-2<br>(110010348) | 豊岡市香住(別図1のとおり)         | 急傾斜地の崩壊             |
| 下鉢山(2) I-2<br>(110010349)   | 豊岡市駄坂、下鉢山、上鉢山(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

|                           |                  |         |
|---------------------------|------------------|---------|
| 下鉢山(3) I-2<br>(110010350) | 豊岡市上鉢山 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上鉢山(急) I-2<br>(110010351) | 豊岡市上鉢山 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥野(3) II<br>(110010352)   | 豊岡市奥野 (別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 森尾(急) I-2<br>(110010353)  | 豊岡市森尾 (別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 市場第二<br>(210010242)       | 豊岡市市場 (別図7のとおり)  | 土石流     |

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年7月25日(水)から同年8月8日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11
  - (3) 提出期限  
平成30年8月8日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月9日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第520号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
三宅(4)II(110010103)の頁中別図8、三宅(3)I(110010110)の頁中別図15、森尾(急)I(110010114)の頁中別図19、香住(2)(急)I(110010123)の頁中別図28、下鉢山(2)I(110010150)の頁中別図55、下鉢山(3)I(110010152)の頁中別図57、上鉢山(急)I(110010153)の頁中別図58を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成30年7月25日(水)から同年8月8日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年8月8日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月9日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 奥野第一<br>(110010096)   | 豊岡市奥野(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 奥野(1)Ⅱ<br>(110010097) | 豊岡市奥野(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 奥野(1)Ⅰ<br>(110010098) | 豊岡市奥野(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 奥野第二<br>(110010099)   | 豊岡市奥野(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 奥野(2)Ⅰ<br>(110010100) | 豊岡市奥野(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 奥野(2)Ⅱ<br>(110010101) | 豊岡市奥野(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 三宅第一<br>(110010102)   | 豊岡市三宅(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 三宅(4)Ⅱ<br>(110010103) | 豊岡市三宅(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 三宅(5)Ⅱ<br>(110010104) | 豊岡市三宅(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 三宅第二<br>(110010108)   | 豊岡市三宅(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 三宅(3)Ⅰ<br>(110010110) | 豊岡市三宅(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |

|                          |                    |         |          |
|--------------------------|--------------------|---------|----------|
| 森尾(1)Ⅱ<br>(110010111)    | 豊岡市三宅(別図12のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 森尾(2)Ⅱ<br>(110010112)    | 豊岡市三宅・森尾(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 三宅(2)Ⅰ<br>(110010113)    | 豊岡市三宅(別図14のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 森尾(急)Ⅰ<br>(110010114)    | 豊岡市森尾(別図15のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 森尾(3)Ⅱ<br>(110010115)    | 豊岡市森尾(別図16のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 森尾(4)Ⅱ<br>(110010116)    | 豊岡市森尾(別図17のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 森尾(5)Ⅱ<br>(110010117)    | 豊岡市森尾(別図18のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 森尾(6)Ⅱ<br>(110010118)    | 豊岡市森尾(別図19のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 森尾(7)Ⅱ<br>(110010120)    | 豊岡市森尾(別図20のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 森尾第二<br>(110010121)      | 豊岡市森尾(別図21のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 香住第一<br>(110010122)      | 豊岡市香住(別図22のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 香住(2)(急)Ⅰ<br>(110010123) | 豊岡市香住(別図23のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 香住(3)(急)Ⅰ<br>(110010124) | 豊岡市香住(別図24のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 香住第二<br>(110010125)      | 豊岡市香住(別図25のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 香住(1)(急)Ⅰ<br>(110010126) | 豊岡市香住(別図26のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 香住第三<br>(110010127)      | 豊岡市香住(別図27のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 神美台第一<br>(110010131)     | 豊岡市神美台(別図28のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 神美台第二<br>(110010132)     | 豊岡市神美台(別図29のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 神美台第三<br>(110010133)     | 豊岡市神美台(別図30のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 神美台第四<br>(110010134)     | 豊岡市神美台(別図31のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |

|                         |                             |         |          |
|-------------------------|-----------------------------|---------|----------|
| 神美台第五<br>(110010135)    | 豊岡市神美台 (別図32のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 神美台第六<br>(110010136)    | 豊岡市神美台 (別図33のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 神美台第七<br>(110010137)    | 豊岡市神美台 (別図34のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 神美台第九<br>(110010139)    | 豊岡市神美台 (別図35のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 神美台第十<br>(110010140)    | 豊岡市神美台 (別図36のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 神美台第十三<br>(110010143)   | 豊岡市神美台 (別図37のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 長谷第二<br>(110010146)     | 豊岡市長谷 (別図38のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 長谷第三<br>(110010149)     | 豊岡市長谷 (別図39のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 下鉢山(2) I<br>(110010150) | 豊岡市駄坂、下鉢山、上鉢山<br>(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 上鉢山第一<br>(110010151)    | 豊岡市上鉢山 (別図41のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 下鉢山(3) I<br>(110010152) | 豊岡市上鉢山 (別図42のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 上鉢山(急) I<br>(110010153) | 豊岡市上鉢山 (別図43のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 倉見第一<br>(110010155)     | 豊岡市倉見 (別図44のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 大篠岡第二<br>(110010244)    | 豊岡市大篠岡 (別図45のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 大篠岡第三<br>(110010245)    | 豊岡市大篠岡 (別図46のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 木内 II<br>(110010246)    | 豊岡市木内 (別図47のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 下鉢山(1) I<br>(110010249) | 豊岡市駄坂 (別図48のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 下鉢山 I<br>(110010250)    | 豊岡市駄坂、香住 (別図49のとおり)         | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 奥野(3) II<br>(110010352) | 豊岡市奥野 (別図50のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |

|                          |                  |     |          |
|--------------------------|------------------|-----|----------|
| 奥野川Ⅱ<br>(210010051)      | 豊岡市奥野（別図51のとおり）  | 土石流 | 別図51のとおり |
| 奥野第二<br>(210010053)      | 豊岡市奥野（別図52のとおり）  | 土石流 | 別図52のとおり |
| 奥野第三<br>(210010054)      | 豊岡市奥野（別図53のとおり）  | 土石流 | 別図53のとおり |
| 奥野第四<br>(210010055)      | 豊岡市奥野（別図54のとおり）  | 土石流 | 別図54のとおり |
| 右支溪第三(2)Ⅰ<br>(210010063) | 豊岡市三宅（別図55のとおり）  | 土石流 | 別図55のとおり |
| 寺の下川(2)Ⅰ<br>(210010068)  | 豊岡市三宅（別図56のとおり）  | 土石流 | 別図56のとおり |
| 神美台第二<br>(210010075)     | 豊岡市神美台（別図57のとおり） | 土石流 | 別図57のとおり |
| 倉見川Ⅰ<br>(210010080)      | 豊岡市倉見（別図58のとおり）  | 土石流 | 別図58のとおり |
| 木内第一<br>(210010174)      | 豊岡市木内（別図59のとおり）  | 土石流 | 別図59のとおり |
| 市場第二<br>(210010242)      | 豊岡市市場（別図60のとおり）  | 土石流 | 別図60のとおり |

（別図1から別図60までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年7月25日（水）から同年8月8日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11
  - (3) 提出期限  
平成30年8月8日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月9日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。